

序 論

第1章 総合計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成22年3月8日の合併以来「自然息づく きらめきの郷」「心うるおう ふれあいの郷」「人・もの集う ときめきの郷」を基本理念とし、めざすべきまちの将来像である「暮らしと自然が輝く 交流のまち」を目標に第一次総合計画を策定し取り組んできました。

この間、地方分権の一層の進展をはじめ、少子・高齢化や高度情報化、国際化など社会情勢の急速な変革に伴い、住民の価値観や生活様式の変化によるニーズの多様化、高度化が進んでおります。

このような中、これまでの歴史や伝統を継承しつつ、まちづくりの基本理念に基づき、未来へ向け確かな歩みのもと持続的に発展するまちを築いていかなければなりません。

人と人とのつながりを大切に、本町のもつ自然環境や立地条件を活かした快適な生活環境を整備し、生涯にわたって豊かな自然とともにこの地で生きていける住みよいまちづくりを進めていく必要があります。

このため、社会情勢や地域の課題を的確に把握し、今の時代に求められる多様な価値観に対応した、町民とともに創り上げる“協働によるまちづくり”の指針として、第二次富士川町総合計画を策定するものです。

第2節 計画の指針

1 町民意識の把握と反映

総合計画は、本町のまちづくりにおける羅針盤であり、最上位計画となります。この取りまとめにあたっては、町民意識調査を実施して、町民ニーズの把握に努めるとともに、町内15区において「寄り合いワークショップ」を開催して、地域の課題や課題の解決策を、町民といっしょになって話し合ってきました。

また、総合計画審議会においては、町民意識調査の結果や町民対話集会での意見を総合的に協議し、審議会としての方向付けを行い、随所において町民意識の反映に努めました。

2 協働による計画の推進

国をはじめとする厳しい財政状況下では、町民との協働によるまちづくりが必要不可欠となっています。

計画の推進にあたっては、町内の地区ごとに「地区まちづくり計画」を定めて、地域の活性化を図っていくこととします。協働のまちづくりでは、

「地域がやるべきこと」「行政の支援を受ければ地域でできること」「行政が進めること」を地域と行政がいっしょになって考え、町民の知恵と力を結集させて、みんなで取り組むまちづくりの仕組みを構築させていきます。

3 新町まちづくり計画の尊重

合併協議会において策定した「新町まちづくり計画」は、旧町間の課題を引継ぎ、合意されたものであることから、今後もまちづくりの指針として尊重すべきものです。

このようなことから、新町まちづくり計画を総合計画の根幹として位置づけ、町民意識調査や町民対話集会の内容を取りこみながら、総合計画に反映させました。

第3節 計画の構成

1 基本構想

基本構想は、将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来像を示し、それを実現するための施策の大綱を定め、基本計画、実施計画の基礎となるものです。

平成30年度を基準年として、平成37年度までの8年間の構想です。

2 基本計画

基本計画は、基本構想にもとづいて各部門の施策体系を具体的に示すもので、「現状と課題」「施策の方向」「主な施策・事業」「目標数値」で構成しています。

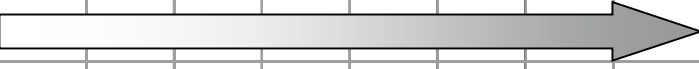
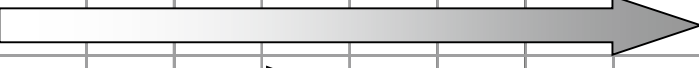
計画期間は、基本構想と同様に、平成37年度までの8年間の計画です。

3 実施計画

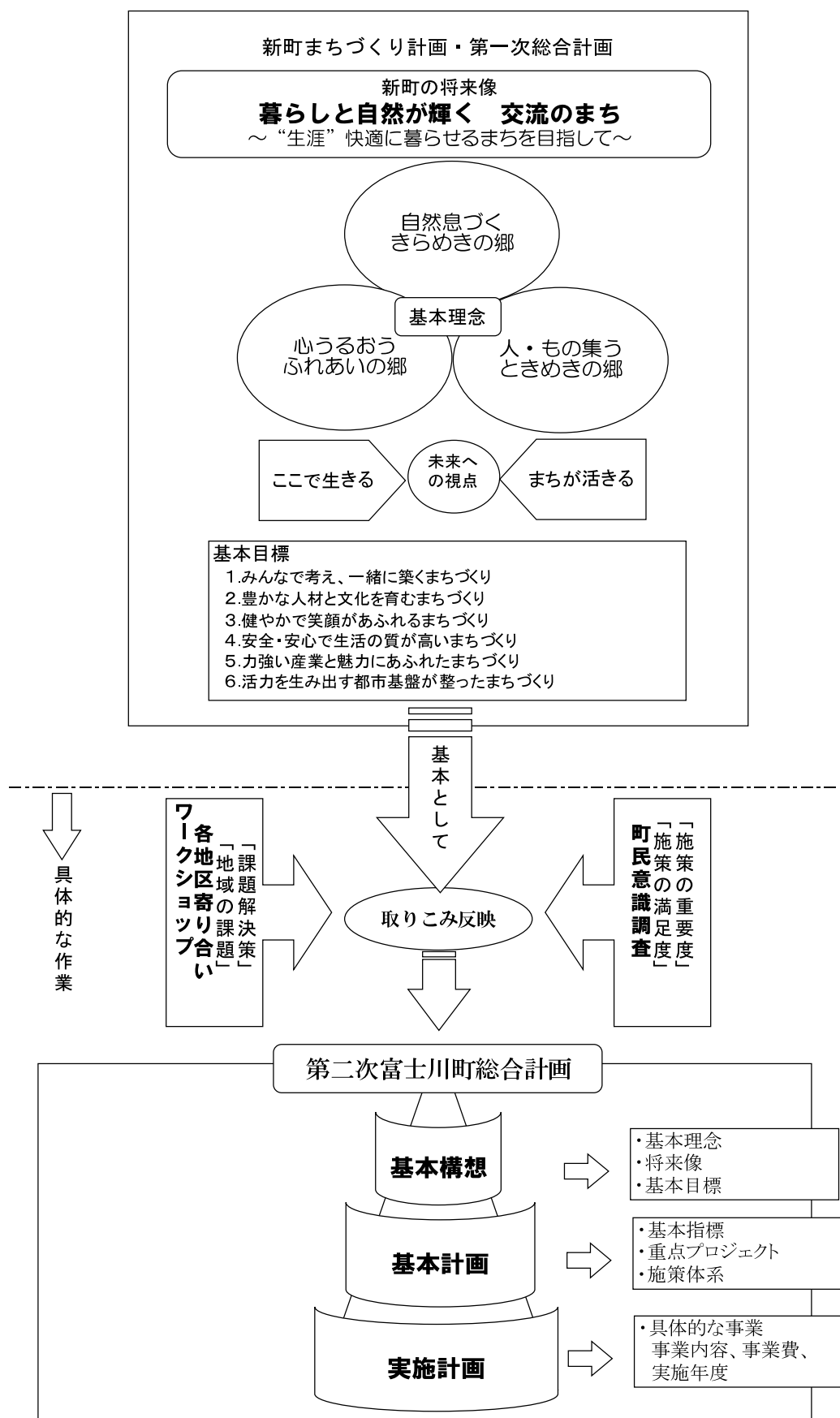
実施計画は、基本計画に定められた個々の施策を、詳細に実施の方向、実施の時期を示すものです。

計画期間は、町長の公約との整合を図り、実効性のある計画とするため、前期計画4年(平成30年度～平成33年度)、後期計画4年(平成34年度～平成37年度)とします。

また、急激な社会情勢に対応することを想定して、緊急な施策を実行する場合には、計画の変更を行うものとします。

年度	30	31	32	33	34	35	36	37
基本構想								
基本計画								
実施計画	前期計画 							
					後期計画 			

総合計画策定作業のフロー



第2章 町の概況

第1節 位置と地勢

本町は、甲府盆地の南西部に位置し、一級河川富士川に沿って集落が発達してきました。西には、櫛形山や源氏山などの2,000m級の山々がそびえ、それらを源とする戸川や大柳川などが町内を横断し、人々の生活を潤してきました。

かつて富士川舟運を中心とした物資の往来や身延山参詣など、人の行き来の拠点として栄え、物資の輸送や人々の足が鉄道や自動車に代わった現代でも、静岡と甲府、あるいは長野方面を結ぶ交通の要衝にあります。

さらに、中部横断自動車道の建設が進められており、平成18年度には中央自動車道双葉ジャンクションから増穂インターチェンジ（以下「増穂IC」）までの区間が開通し、首都圏からの往来が容易になりました。中部横断自動車道は、平成31年度には第二東名高速道路まで延伸される予定であり、さらに交通や物流に大きな変化が見込まれます。

また、リニア中央新幹線の建設工事が始まり、甲府市大津町に中間駅が建設されることから、中間駅と本町とのアクセス網の確立が急務とされます。

このほか、明かり区間約2.6km、トンネル区間約10.4kmの総延長約13kmが本町を通過することから、環境面での配慮も必要となってきます。

第2節 面積

本町の面積は、112.00 k m²（旧増穂：65.18 k m²、旧鰍沢：46.82 k m²）で、山梨県の面積の2.5%を占めています。

土地利用では、森林の割合が約81%と高く、農用地が約4%、宅地が3%などとなっており、緑豊かな環境にあります。

第3節 人口と世帯

1 人口の推移

平成27年国勢調査における本町の人口は15,294人で、昭和40年から平成27年までの50年間に25.8%減少しています。

平成7年の人口17,629人に比べ、10年後の平成17年は17,405人とおよそ200人の減少と鈍化していたものの、それから10年後の平成27年には15,294人となり、およそ2,100人と著しい勢いで減少が続いています。

2 年齢構成

年齢別人口の構成比をみると、平成27年国勢調査では0歳から14歳までの年少人口が11.4%、15歳から64歳までの生産年齢人口が56.3%、65歳以上の老年人口が32.2%となっています。平成17年度の数値（0歳～14歳：14.0%、15歳～64歳：59.3%、65歳以上：26.7%）と比較すると、高齢化が進んでいます。

3 世帯

世帯数は、平成 27 年国勢調査では 5,673 世帯となっており、1 世帯あたりの人員は 2.70 人で、県全体の数値（2.53 人）より高くなっています。

人口及び世帯数の推移

（単位：人、世帯）

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
総 人 口	17,629	17,544	17,405	16,307	15,294
総 世 帯 数	5,443	5,672	5,907	5,769	5,673
1 世帯当たり人員	3.24	3.09	2.95	2.83	2.70

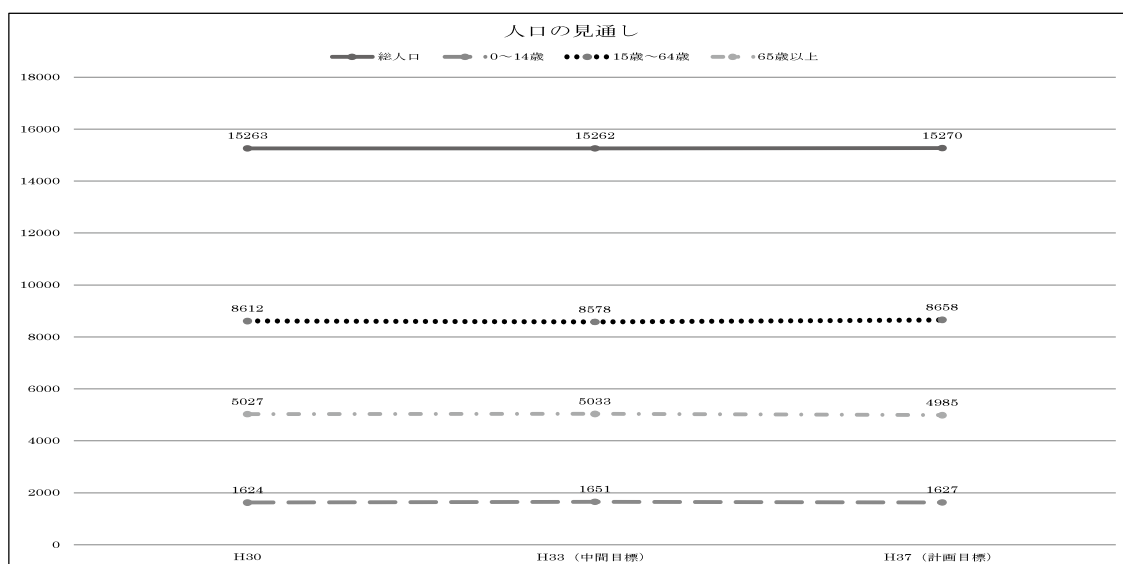
出典：国勢調査

第3章 主要指標の見通し

第1節 目標と人口

本町の人口規模は、現状のまま推移した場合、国立社会保障人口問題研究所の推計では平成37年（2025年）には13,431人まで減少していくことが見込まれます。本計画では、医療・福祉の充実、また若者の就労・定住支援、子育て支援などの政策を推進することにより人口の減少に歯止めをかけることとし、平成30年（2018年1月1日）の住民基本台帳人口である15,263人を、計画目標年次の平成37年（2025年）の時点で15,270人とすることを目標とします。

平成37年（2025年）における計画目標の年齢階層別人口は、年少人口（0歳～14歳）が1,627人（全体の10.7%）、生産年齢人口（15歳～64歳）8,658人（全体の56.7%）、老年人口（65歳以上）4,985人（全体の32.6%）と見込んでいます。



第2節 産業別就業人口

就業人口は、生産年齢人口の減少に伴い全体的に減少が見込まれますが、各産業に対する活性化支援などを強化することにより、就業人口の減少を最小限に抑えます。

平成37年（2025年）の就業者数は7,406人となり、産業別内訳は、第一次産業281人（3.8%）、第二次産業2,385人（32.2%）、第三次産業4,740人（64.0%）と想定されます。

第3節 世帯

世帯は、推計人口をもとに推計すると、核家族化や単身世帯の増加により、平成37年（2025年）には5,664世帯になると想定されます。

また、1世帯当たりの人員は、平成27年（2015年）の2.70人から横ばいで推移することが想定されます。

人口及び世帯の見通し
人口及び世帯の見通し

区 分	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)	平成37年 (2025年)
総 人 口	15,294 人	15,263 人	15,270 人
年 少 人 口 (0～14歳)	1,751 人 11.5 %	1,624 人 10.6 %	1,627 人 10.7 %
生産年齢人口 (15～64歳)	8,621 人 56.4 %	8,612 人 56.4 %	8,658 人 56.7 %
老 年 人 口 (65歳以上)	4,922 人 32.2 %	5,027 人 32.9 %	4,985 人 32.7 %
就 業 人 口	7,645 人	7,492 人	7,406 人
第一次産業	314 人 4.1 %	315 人 4.2 %	281 人 3.8 %
第二次産業	2,482 人 32.5 %	2,420 人 32.3 %	2,385 人 32.2 %
第三次産業	4,849 人 63.4 %	4,757 人 63.5 %	4,740 人 64.0 %
世 帯 数	5,673 世帯	6,173 世帯	5,664 世帯

注1) 平成27年は国勢調査。平成30年は、住民基本台帳人口を基本とし、平成37年は平成27年富士川町人口ビジョン・総合戦略を参照して人口を算定しています。

注2) 就業人口は、過去の国勢調査における産業別就業人口及び就業率を元に、トレンド推計によって将来の産業構成割合並びに就業者比率を推計し、将来推計人口(生産年齢人口)を加味して算出しました。

注3) 世帯数は、国立社会保障人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成17年8月推計)を参考に、世帯主率法(人口に占める世帯主数の割合から将来の世帯数を計算する方法)により推計しています。なお、世帯数は一般世帯です。

注4) 総人口は10の位、就業人口及び世帯数は1の位を四捨五入しています。なお、構成比については、四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

注5) 1世帯当たり人員は、総人口を世帯数で除して算出しました。

第4章 町をとりまく社会の動向

1 人口減少社会の到来

わが国の人口は、出生率の低下による少子化を背景に減少傾向にある一方、生活環境や医療技術の向上によって平均寿命は延び、高齢化が進行しています。

少子高齢化・人口減少の進行は、地域経済の衰退や社会活力の低下などの要因となることが懸念されます。また、高齢化の進行は、医療・介護等の社会保障費の増加や独居老人の生活支援への対策など新たな取り組みが必要となります。

地域の魅力を積極的に発信するとともに地域資源の有効活用を図り、人口減少の歯止めに向けた若者の就労や子育て支援、高齢者が健康で安心して生活できるまちづくりを行う必要があります。

2 地方分権社会の進展

平成12年に施行された地方分権改革一括法により、地方自治体は住民参画と協働のもとに、地域の自立性、自主性に基づくまちづくりを行うことが求められました。そのため、国から地方への事務・権限の移譲、条例制定権の拡大、義務付け・枠付けの見直しなどが行われ、自己決定・自己責任において、地域の実情に沿った行政サービスの提供を行っていかねばなりません。

また、急速な少子高齢化や人口減少問題への対策として、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。その基本理念において、地域社会で潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じた施策を行うことが求められています。

3 行財政基盤の強化

我が国の財政は、歳出が税収を上回る財政赤字を解消できないまま、社会保障関係の歳出増加等により多くの債務を抱えており、財政の健全化が課題となっています。

地方では、地方分権社会の進展に伴い、地方自治体が住民の多様なニーズに迅速に対応し、自らの判断と責任に基づいた行政運営を行うことが求められています。

一方で、人口減少により税収減、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、老朽化した公共施設の更新など、対応が必要な課題を数多く抱えています。

そのため、優先度や重要度を踏まえた「事業の選択と集中」により、行政の効率化を図りながら、行財政基盤の強化を図ることが求められています。

4 安全・安心への意識の高まり

地球温暖化に伴う気候変動等の影響により、近年では局地的な豪雨による洪水・土砂災害といった自然災害が全国各地で発生しており、防災・減災に対す

る関心や防災意識は高まっています。

国では、「強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

大規模災害に備え、「自助・近助・共助・公助」それぞれの災害に対する対応力を高めるとともに、相互の連携体制を強化し、地域全体の防災・減災力を向上させることが重要となります。

さらに、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加や悪質な運転による交通事故等が増加しており、暮らしの安全と安心を脅かす問題への対策も必要となっています。

5 環境問題への意識の高まり

大気中の温室効果ガスの増加による地球温暖化や自然生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平成9年の京都議定書採択以降、地球温暖化対策へ国家レベルで取り組んでいます。

また、東日本大震災とそれに続く原子力発電所の事故により、家庭や事業における省エネルギーへの取組み、太陽光や風力等の再生可能エネルギーへの関心が高まっています。

国の第4次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」が掲げられました。地球環境への負荷の軽減を図るため、行政と住民の協働による取組みが求められます。

6 価値観やライフスタイルの多様性

我が国は、戦後の経済成長を通じて多くの人々が物の豊かさを実感できる社会を築きあげました。こうした社会の成熟や国際化、情報化の進展に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化してきています。

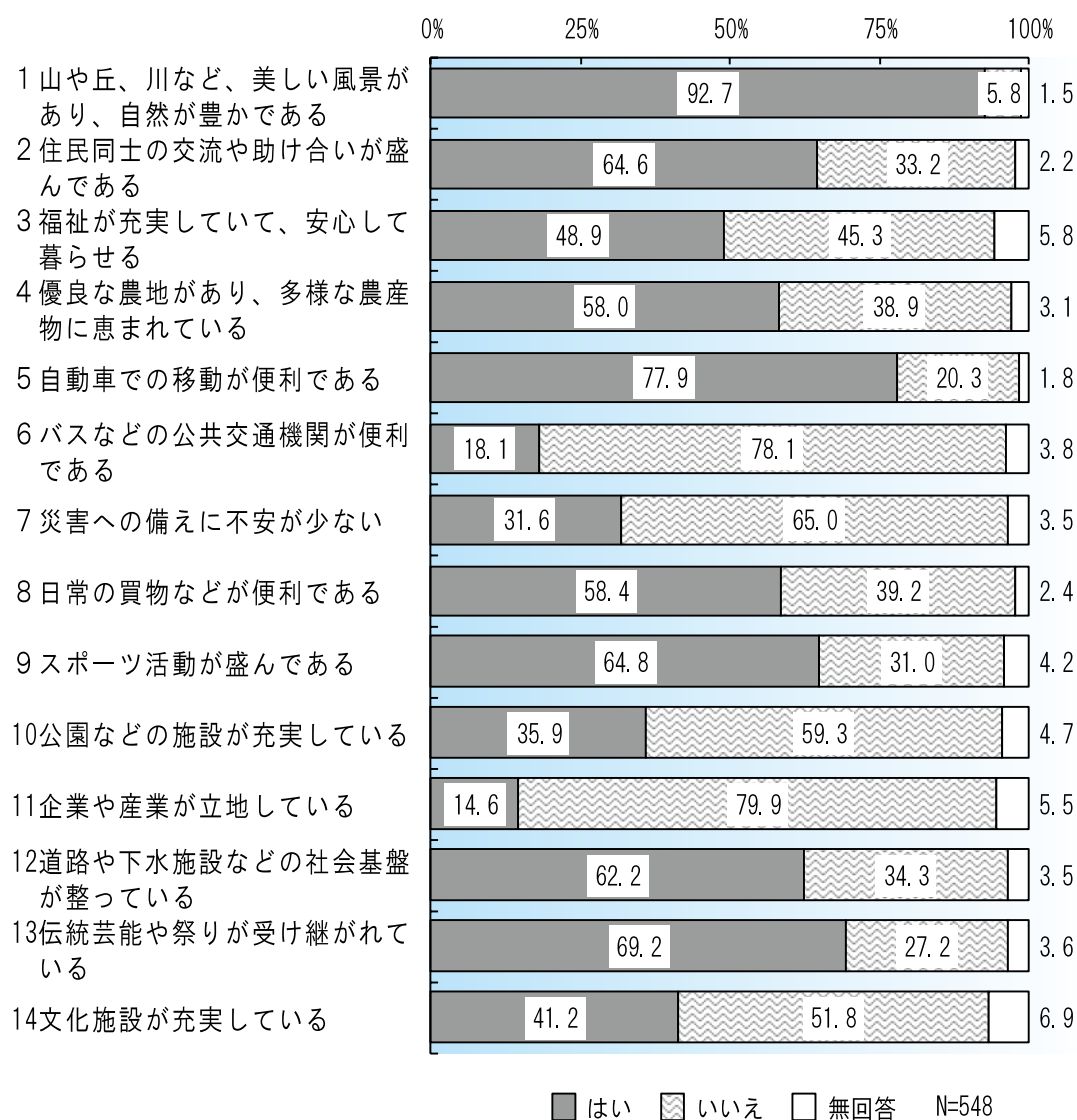
ゆったりとした生活を送るスローライフや田舎暮らしなどによる自然や地域とのふれあいを大切にする生き方も求められるなど、経済的、物質的な豊かさを重視する考え方から、癒し、健康、ゆとり、家族の絆といった心の豊かさを重視する方向に変化してきています。また、働き方や暮らし方も多様化し、仕事と生活の調和を意味する「ワーク・ライフ・バランス」を重視する考え方、男女共同参画、多文化共生など多様な価値観や個性を尊重する意識が高まっています。

今後は、人と人とのつながりの希薄化、地域コミュニティの低下に留意しつつ、多様な価値観から生まれる、個性豊かなライフスタイルが実現できる地域づくりが必要となります。

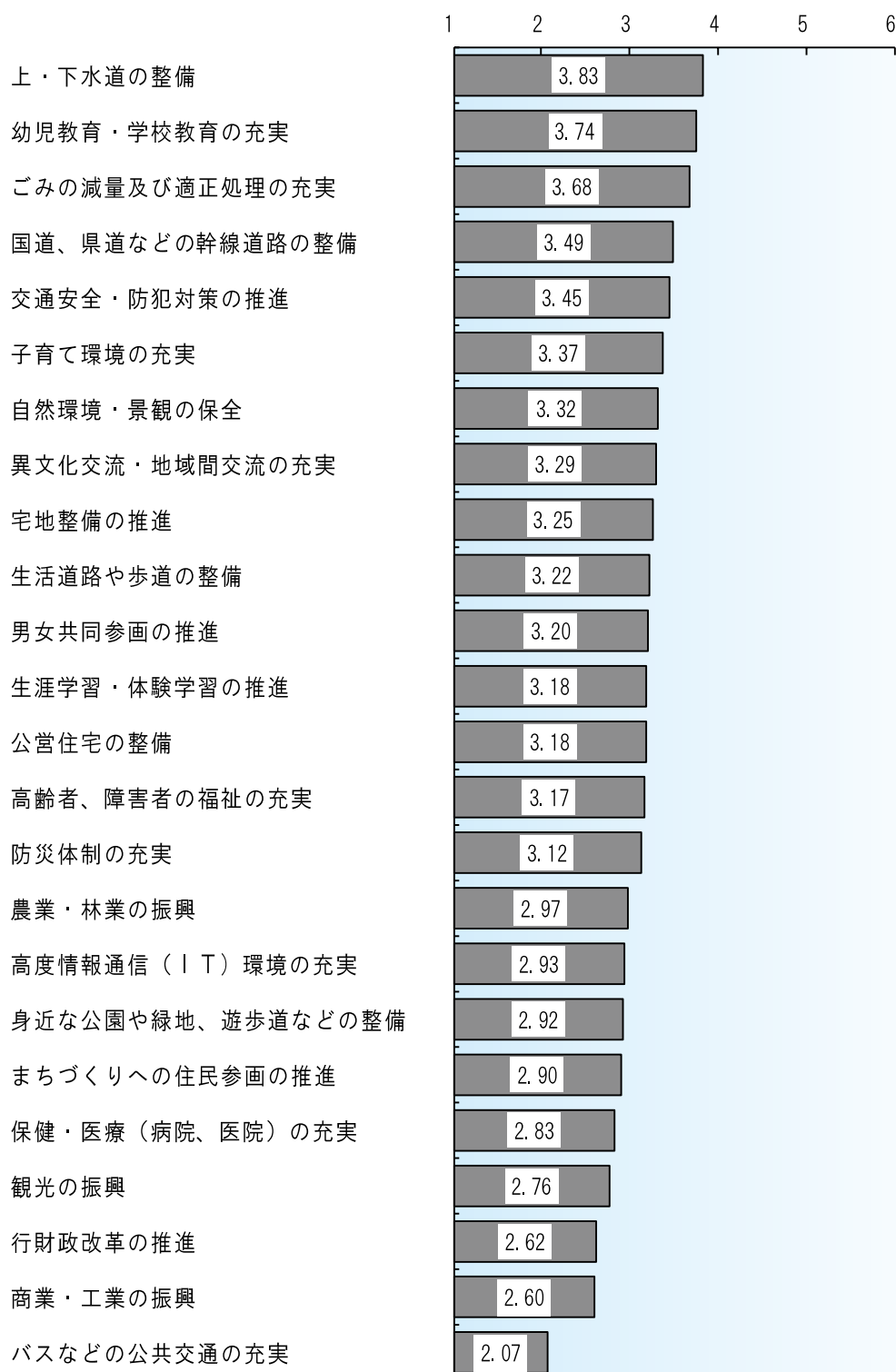
第5章 町民意識からみたまちづくり

富士川町のこれからのまちづくりを行うにあたり、町民の意見や行政ニーズを把握するため、町内20歳以上の町民1,000人（無作為抽出）を対象に「町民意識調査」を行いました。（回収率54.8%）

1 富士川町の魅力



2 施策の満足度



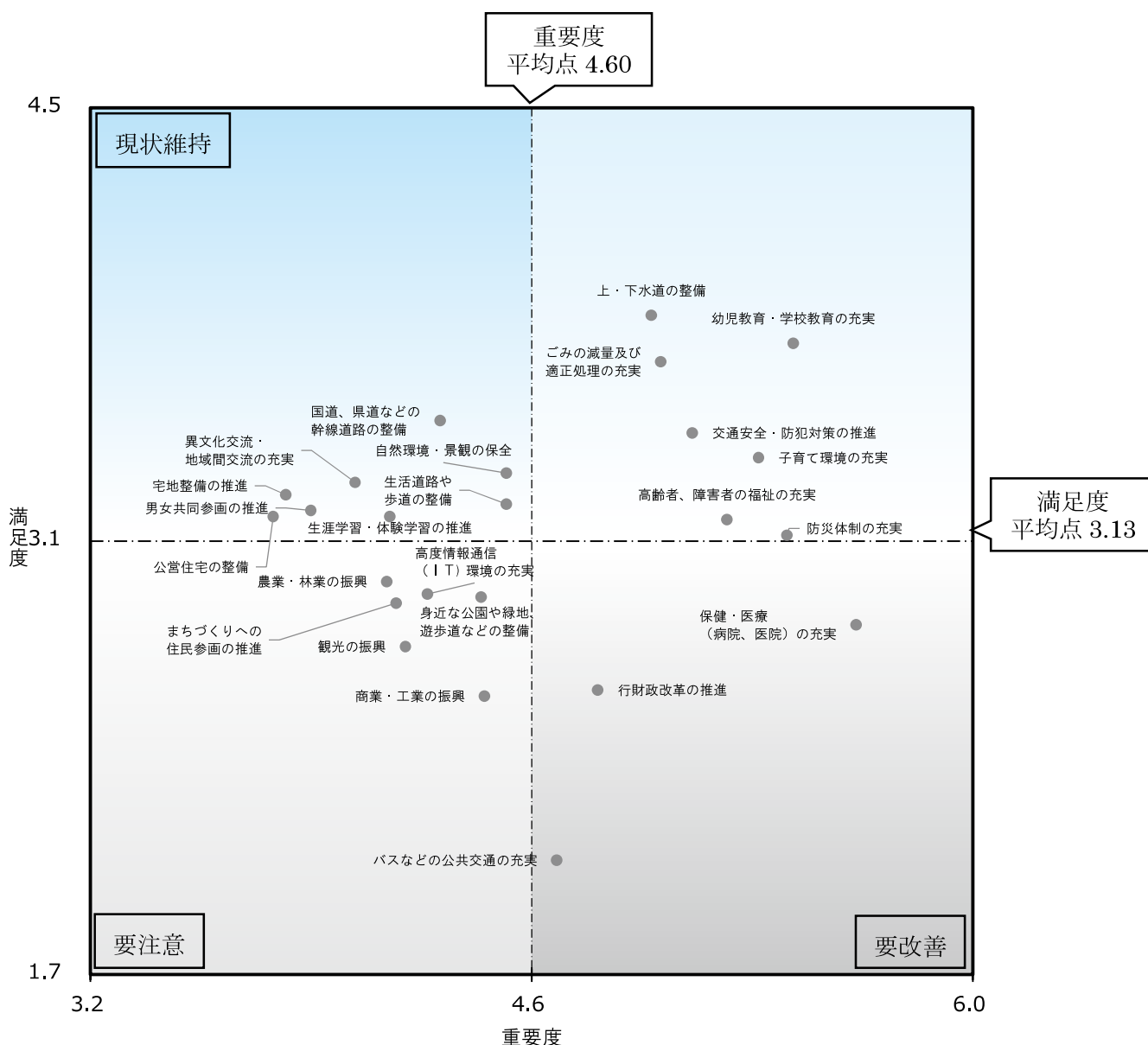
3 施策の重要度



4 施策の重要度・満足度の相関分析

マトリクス分析結果からは、取り組みの重要度・満足度の得点がともに高く、注意を怠らず取り組みを維持すべき項目が「上・下水道の整備」「幼児教育・学校教育の充実」「ごみの減量及び適正処理の充実」などです。

また、重要度得点が高いにもかかわらず、町民の満足度が低いため、改善の優先度が高いのは、「バスなどの公共交通の充実」「行財政改革の推進」「保健・医療（病院、医院）の充実」などです。



第6章 町民対話集会からみたまちづくり

地域における課題を把握して、総合計画へ反映させるために、寄り合いワークショップを開催しました。

寄り合いワークショップの開催に当たっては、山浦晴男先生監修のもと、町内15区において2回にわたり実施しました。

1 開催状況

第1回寄り合いワークショップ 開催状況

【テーマ：地域の課題、地域をどのようにしたいか】

地 区	日 時	場 所	参加人数
天神中條区	5月12日(金)	天神中條地区公民館	31
平林区	5月13日(土)	平林地区公民館	13
青柳町区	5月17日(水)	青柳町地区公民館	27
五開区	5月17日(水)	柳川公民館	19
小林区	5月19日(金)	小林地区公民館	30
鰯沢南区	5月19日(金)	本町南公民館	20
大久保区	5月22日(月)	大久保地区公民館	16
鰯沢中区	5月23日(火)	上町公民館	20
最勝寺区	5月24日(水)	最勝寺地区公民館	21
鰯沢北区	5月24日(水)	鰯沢北地区公民館	25
長澤区	5月25日(木)	長澤地区公民館	26
穂積区	5月25日(木)	ゆずの里ふれあいセンター	31
眷米区	5月26日(金)	眷米地区公民館	20
大柵区	5月26日(金)	コミュニティ大柵	26
中部区	5月30日(火)	高齢者ふれあいセンター	40
合 計			365

第2回寄り合いワークショップ 開催状況

【テーマ:地域の課題を踏まえ、地域としてどのような取組みをしていくのか】

地 区	日 時	場 所	参加人数	前 回
鰯沢中区	9月5日(火)	上町公民館	18	20
長澤区	9月6日(水)	長澤地区公民館	24	26
五開区	9月6日(水)	五開地区公民館	18	19
天神中條区	9月8日(金)	天神中條地区公民館	21	31
青柳町区	9月8日(金)	青柳町地区公民館	24	27
最勝寺区	9月12日(火)	最勝寺地区公民館	25	21
鰯沢北区	9月12日(火)	鰯沢北地区公民館	18	25
大久保区	9月14日(木)	大久保地区公民館	11	16
穂積区	9月14日(水)	ゆずの里ふれあいセンター	27	31
小林区	9月15日(金)	小林地区公民館	22	30
平林区	9月15日(金)	平林地区公民館	17	13
眷米区	9月16日(土)	眷米地区公民館	15	20
大柵区	9月16日(土)	コミュニティ大柵	16	26
鰯沢南区	9月20日(水)	本町南公民館	21	20
中部区	9月20日(水)	高齢者ふれあいセンター	25	40
合 計			302	365

2 寄り合いワークショップの分析

寄り合いワークショップで出された『地域の課題』と『課題の解決策』を総合計画審議会においてとりまとめた内容です。

(1) 地域の課題を踏まえ、町として取り組むあり方の方向性

町内 15 区で 155 項目の課題が出されました。その内容を取りまとめ、総合計画審議会において重み付けをした「地域の課題」の結果です。

【町内 15 区の課題】

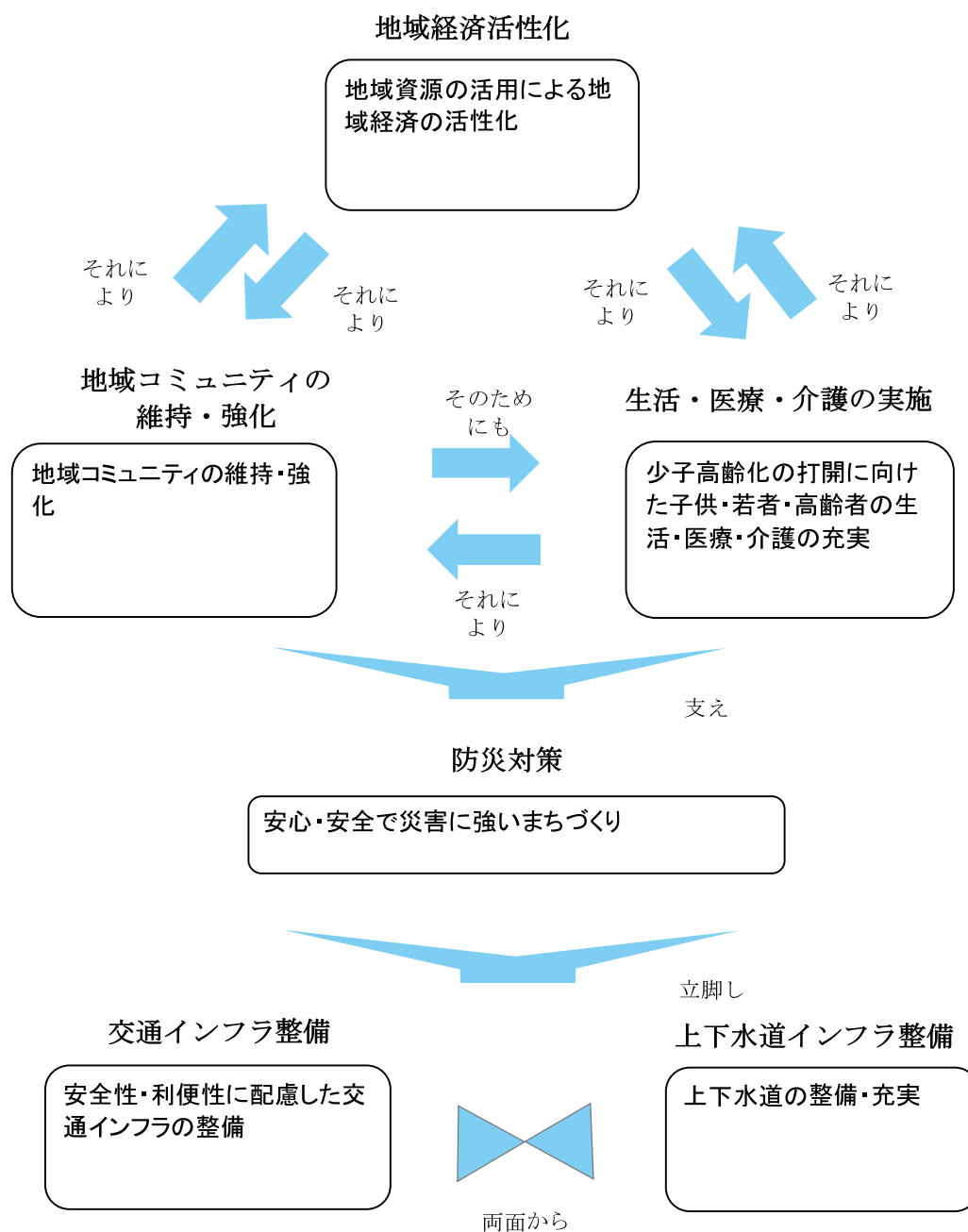
順位	項 目	点数
1	若者の定住・就労支援	81
2	人口減少の歯止め対策	50
3	若い家族の定住のための住環境支援	42
4	地域コミュニティの強化	36
5	山林を活用した若者の就労支援	32
6	富士川町の良いところの情報発信強化	18
6	空き家対策の強化	18
6	災害に強い河川整備	18
9	高齢者の生活支援	12
10	婚活支援	11
11	休耕田の活用	8
11	リニアによる環境変化への対応	8
11	災害への備えの強化	8
14	森林の整備	6
14	転入者を受け入れやすい地域づくり	6
14	防災・防犯の強化	6

【町内15区の課題を分析した結果】

見 取 図

富士川町・課題(上位10位)の全体像

見取り図



- (1)2017. 6. 13
- (2)富士川町役場
- (3)15地区の意見・課題の上位10項目計155
- (4)政策秘書課企画推進担当

(2) 解決策を踏まえ、町として取り組むあり方の方向性

町内 15 区で 158 項目の課題が出されました。その内容を取りまとめ、総合計画審議会において重み付けをした「地域の課題・解決策」の結果です。

【町内 15 区の課題・解決策】

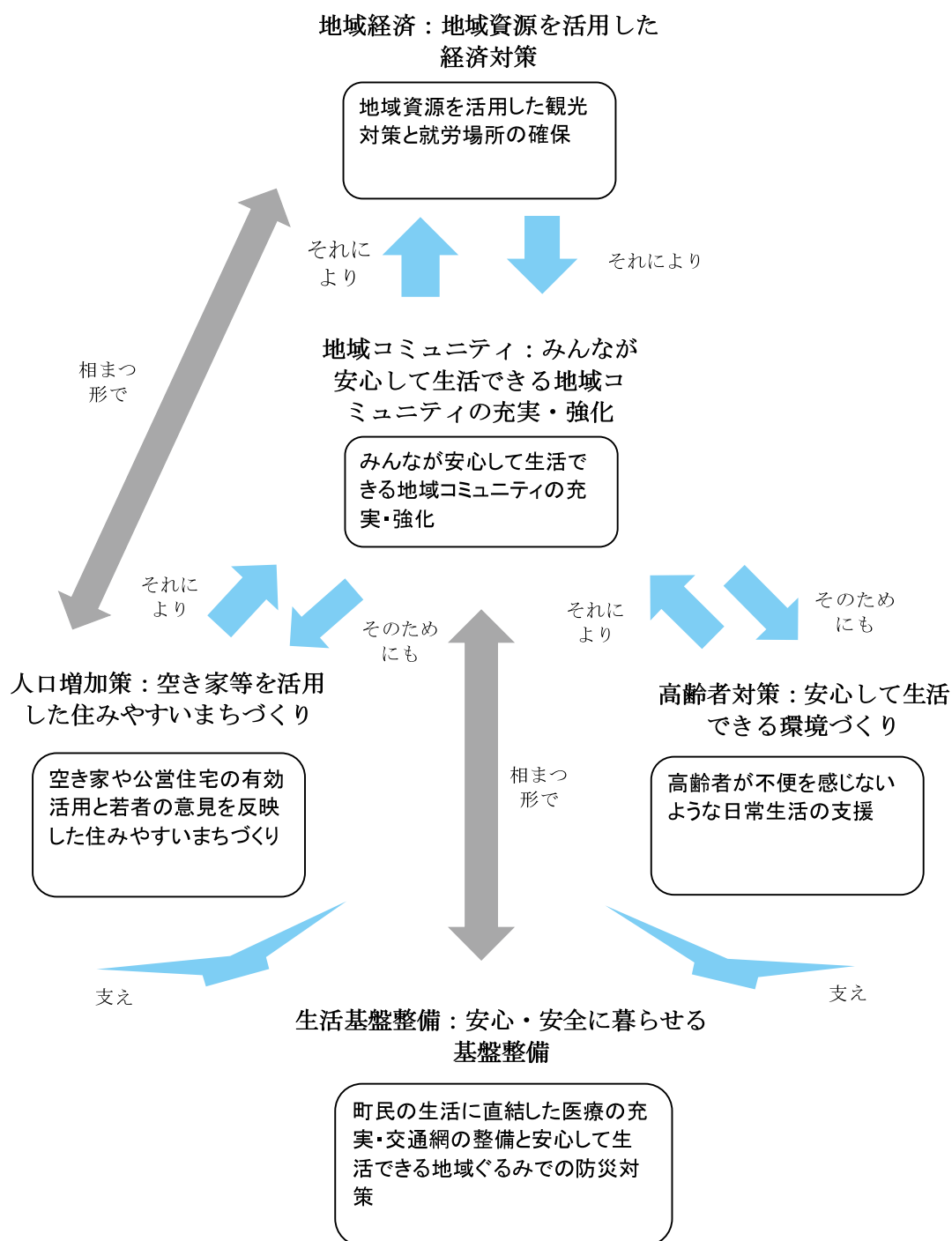
順位	項 目	点数
1	地域資源を活かした町をあげての一大産業化	77
2	若者の定着に向けた土地の有効活用	58
3	地域おこしのための人材育成・確保	32
4	河川・山林等をふまえた防災対策	30
5	企業誘致に向けた大胆な政策誘導	28
6	若者の移住・定住にむけた定住システムの構築	26
6	子ども・高齢者への医療支援強化	26
8	若者の意見を反映させた若い人が住み良いまちづくり	24
9	財政や人口の将来動向をふまえた総合計画の立案	17
10	高齢者の暮らし支援の強化	13
11	伝統文化を活かした地域のコミュニケーションづくり	7
12	ハザードマップによる防災対策	6
12	地域文化財を活用した流動人口対策	6
14	富士川町を特徴づける遊休農地と山林の活用	5
14	既存施設の有効活用	5

【町内15区の課題・解決策を分析した結果】

見 取 図

富士川町・解決策(上位10位)の全体像

見取り図



- (1) 2017. 9. 25
- (2) 富士川町役場
- (3) 15地区の意見・解決策の上位10項目 計158
- (4) 政策秘書課企画推進担当

第7章 土地利用の方向性

本町の総面積112.00 k m²のうち、森林の割合が約81%と高く、農用地が約4%、宅地が3%となっています。東は富士川、西は櫛形山や源氏山と、豊かな自然資源に囲まれた環境にあります。

また、かつては富士川舟運の物資が行き交う要衝の地として栄え、多くの歴史や文化を有し、さまざまな特色をもった地域が数多くあります。

これまで築き上げてきた富士川町らしさを損なうことのないよう、豊かな自然環境や美しい景観と調和し、培われた歴史文化を尊重する、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

この計画を具体化する土地利用に関しては、国土利用計画を上位計画とした都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの個別計画において、詳細に定めることとします。

1 国土利用計画に基づく土地利用

「土地の特性に応じた適切な町土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用」、「安全・安心を実現する町土利用」の3つを基本方針とし、町土の安全性を高め、継続可能で豊かな町土を形成する町土利用を目指します。自然環境と調和した潤いのあるまちづくりを進めるため、計画的な土地の整備・開発・保全に努めていきます。

2 市街地の整備

市街地では密集した木造住宅の建て詰まりや、空き店舗、空き家などの増加が見られ、また市街地外縁部では宅地化が進行しています。

現在の用途地域については計画的な市街地整備の促進を図るとともに、既成市街地が形成されている鰍沢地区の新たな用途地域の見直しを検討します。また、リニア中央新幹線の建設に伴う、移転者の移転先の確保として、農振地域の見直しを円滑に行うこととします。

舟運の歴史文化を尊重しつつ、長期的な発展を見定めた市街地の適正な土地利用の誘導により、本町の顔にふさわしい活気と魅力ある、豊かな自然と調和したコンパクトな中心市街地の形成を図ります。

3 農地などの整備

市街地周辺の農地では、水稻、桃、すもも、ぶどう、西洋梨など、また中山間の農地では、水稻、野菜、ゆずなどが栽培されています。

いっぽう、優良農地と相まって、地形的・地理的条件に恵まれていない農用地については遊休農地の増加や荒廃化が課題となっています。このよ

うな状況のなか、土地改良事業等を導入し、農業生産基盤整備を行うことで営農条件の改善を図るとともに、担い手の確保・育成を図り、積極的に農業上の土地利用を推進します。

なお、地理的制約等により、今後も農業上の利用が見込めない農用地については、景観作物の栽培等により、景観形成・自然環境の保全を図ります。

4 地籍調査

土地空間データをさまざまな分野で活用し、事務事業の効率化、行政サービスの向上を目指すため、統合型 GIS の導入を検討するとともに、公共基準点を整備し、データをより確実なものとして災害時にも対応できる体制を整備していきます。

また、調査の未認証地区や未実施地区に関しては、関係機関及び土地所有者の理解を得ながら早期解決を図っていきます。